

株式の分割に関する基準日設定公告

平成24年5月12日

株主各位

福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
北九州空港スターフライヤー本社ビル
株式会社スターフライヤー
代表取締役社長 米原 慎一

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成24年5月31日と定めましたので、公告いたします。

また、本株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成24年6月1日付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を5,000,000株から10,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成24年6月下旬にお届出ご住所にお送りいたします。
2. 平成24年6月1日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い申し上げます。